スポーツ振興事業助成におけるロゴマーク等の表示について

スポーツ振興くじ助成におけるロゴマークの表示、スポーツ振興基金助成及び競技強化支援事業助成におけるシンボルマークの表示、各助成事業の実施状況等の公開については以下のとおりとします。

ロゴマーク等の表示

交付要綱及び実施要領の規定等に基づき、ロゴマーク等の表示を、以下のとおり適切に行ってください。

（１）スポーツ振興くじ助成

① 「独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金に係るロゴマーク等の表示要領」に従い、適切に表示してください。

② スポーツ振興くじ助成金による助成事業である旨の記載を行ってください。

③ スポーツくじのロゴマークの表示を行ってください。

④ Web サイト、ブログ、Facebook 等のインターネット上の広報媒体がある場合は、以下のとおり表示してください。

1）リンク用のバナーを、トップページ等、多くの閲覧者が確認できる位置に表示してください。

2）スポーツくじ理念広報サイト「GROWING」（https://www.toto-growing.com）へのリンクを行ってください。

※ 表示要領、リンク用バナー等の掲載 URL
https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/109/Default.aspx

QR コード

（２）スポーツ振興基金助成、競技強化支援事業助成

① 「独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金及び競技強化支援事業助成金に係るスポーツ振興基金シンボルマーク等の表示要領」に従い、適切に表示してください。

② スポーツ振興基金助成金又は競技強化支援事業助成金による助成事業である旨の記載を行ってください。

③ スポーツ振興基金助成又は競技強化支援事業助成のシンボルマークの表示を行ってください。

④ Web サイト、ブログ、Facebook 等のインターネット上の広報媒体がある場合は、以下のとおり表示してください。

1）シンボルマークを、トップページ等、多くの閲覧者が確認できる位置に表示してください。

2）当センターWeb サイト「スポーツ振興助成」（https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/tabid/75/Default.aspx）へのリンクを行ってください。

※　表示要領等の掲載 URL

【スポーツ振興基金助成】

https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/117/Default.aspx

【競技強化支援事業助成】

https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/131/Default.aspx

QR コード

QR コード

ロゴマーク等の表示期間

「施設整備助成」「大型スポーツ用品の設置」「取得価格が 50 万円以上の物品」等、財産処分制限の対象となる施設、設備、器具については、助成事業実施期間のみならず、実施期間後も、次のとおり、ロゴマーク等を表示してください。

処分制限期間	最低表示期間	主な助成事業等
10 年以上のもの	10 年	・大規模スポーツ施設整備助成 ・地域スポーツ施設整備助成
10 年未満のもの	処分制限期間満了まで	・大型スポーツ用品の設置 ・マイクロバスの設置 ・1 組 50 万円以上のスポーツ用具

※　処分制限期間は、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業者等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 14 年文部科学省告示第 53 号）」を準用します。主な処分制限期間については、「スポーツ振興事業助成会計処理の手引＜令和８年度用＞」（66～67 ページ）にも記載しています。

※　最低表示期間の起算日は、不動産及びその従物にあっては、助成事業完了年度の翌年度の 4 月 1 日、設備、機械及び器具については、取得の日とします。

※　令和 5 年度からスポーツくじのロゴマークのデザインが変更されています。旧ロゴマークを使用して標識等を作成した場合は、現行のロゴマークを使用して再度作成していただきますのでご留意ください。

実施状況及び実施結果の公開

助成事業の実施に当たっては、ロゴマーク等の表示のみならず、実施状況及び実施結果を、以下のとおり広く一般に向けて公開してください。

（１）公開内容

①　助成事業の実施状況及び実施結果を Web サイト等により広く公開してください。

②　公開する際は、スポーツ振興助成による助成事業である旨の記載を行ってください。

（２）公開方法（公開する媒体の例）

① 団体 Web サイト、ブログ、Facebook 等のインターネット上の広報媒体

※ 例えば、団体 Web サイトであれば、トップページや大会・講習会等の個別のページではなく、助成事業の公開専用のページに、事業内容や助成金額等の情報をまとめて掲載することも可とします。

② 会員向け会報・報告書等の、インターネット上の広報媒体への掲載

（紙媒体による会員向け会報・報告書等のみでの記載は、広く一般に向けて公開しているとは認められません。）

③ 紙媒体による会員向け会報・報告書、広報誌等の、周辺地域等への配布

（配布日、配布数、主な配付地域等の詳細を、実績報告書提出書類「ＰＲ協力等に関する報告書」に記載してください。）

※ 公開した媒体の紙面・画面等については、紙媒体・電子媒体等で保存し、後日確認できるようにしてください（内容について、センターから確認する場合があります）。

実施状況及び実施結果の公開期間

助成事業の実施状況及び実施結果については、助成事業実施期間のみならず、実施期間後も、次のとおり、公開してください。

区分	処分制限期間	最低公開期間	主な助成事業
施設整備事業	10 年以上のもの	10 年	・大規模スポーツ施設整備助成 ・地域スポーツ施設整備助成
備品の設置等を目的とした事業	10 年未満のもの	処分制限期間満了まで	・大型スポーツ用品の設置 ・マイクロバスの設置
その他の事業		5 年	・総合型地域スポーツクラブ活動助成 ・地方公共団体スポーツ活動助成（大型スポーツ用品の設置を除く） ・スポーツ団体スポーツ活動助成（マイクロバスの設置を除く） ・将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成 ・国際競技大会開催助成 ・スポーツ団体選手強化活動助成 ・スポーツ団体選手強化活動助成（愛知・名古屋 2026 アジア競技大会実施競技支援） ・スポーツ団体大会開催助成 ・スポーツ団体トップリーグ運営助成

※ 最低公開期間の起算日は、助成事業完了年度の翌年度の４月１日（ただし、「大型スポーツ用品の設置」「マイクロバスの設置」等、設備、機械及び器具の設置を目的とした事業については、取得の日）とします。

スポーツ振興くじ助成事業　理念広報等への御協力のお願い

JSC では、様々な媒体を活用して、皆様が実施した活動にスポーツ振興くじ助成が活用されたことを、お伝えしていきたいと考えています。

皆様におかれましては、活動場所における**スポーツくじ販売スケジュールポスター及びスポーツ振興くじ助成事業の理念広告の掲示**や、助成事業に関する報告記事の原稿執筆、活動時の写真の提供等の御協力をお願いします。

※スポーツ振興くじ助成の助成事業者につきましては、助成を受けて活動する会場や整備する施設において、スポーツくじ販売スケジュールポスターを掲示することを必須としております。

なお、理念広告の掲示も含めた理念広報への御協力と販売スケジュールポスターの掲示に関しては、今後の助成事業の申請審査の評価項目となります。

また、皆様自身からも積極的にスポーツ振興くじ助成の理念広報について御協力をお願いします。

状況報告及び実績報告を提出する際には、スポーツ振興くじ助成を広報したことが分かる書類を添付してください。

（１）スポーツ教室、スポーツ大会等における表示方法

① スポーツ教室、スポーツ大会等を実施するときは、フラッグやバナーを見やすい位置に表示してください。

② スポーツ大会等の実施に当たり、場内アナウンス等をする際は、「スポーツくじの助成事業」である旨をアナウンスしてください。

参加者はもとより、地域や関係の方に広く広報してくださいますよう御協力をお願いします。

【アナウンスの例】
この〇〇大会は、スポーツくじの助成を受けて実施しております。スポーツくじの収益は、日本のあらゆるスポーツに役立てられています。

＜フラッグの発送、バナー（横断幕）の貸出について＞

初めて助成を受ける団体に対して、交付決定後、助成事業表示用フラッグを発送します。

また、バナーの貸出を行っていますので、スポーツ大会等で掲出される場合は、以下のサイトから「借用申請書」と「返送完了連絡票」をダウンロードしご記入の上、支援企画課総括係（kuji-josei@jpnsport.go.jp）までメールにて御連絡ください。

https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/109/Default.aspx

※ バナーは、掲出期間が有期かつ短期間の場合のみ、貸し出します。

※ バナーの数には限りがあるため、借用数は必要最低限としてください。

※ 助成事業において、年間を通して掲出される場合は、初めて助成を受けた際に送付された、助成事業表示用フラッグを御使用ください。

※ 助成事業以外の自主事業においても、長期にわたり掲出される場合は、自主事業表示用フラッグを発送しますので、メールにて御連絡ください。

※　令和８年６月頃に、バナー貸出の申請方法等を変更する予定です。変更後の申請方法等については以下のサイトにてお知らせします。６月以降にバナーの貸出申請を行う場合は、当該サイトを必ずご確認の上、申請してください。
https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/109/Default.aspx

◆助成事業表示用フラッグ

【くじ】縦　約115cm　×　横　約150cm　【基金／競技強化】縦　約135cm　×　横　約110cm



◆自主事業表示用フラッグ

縦　約115cm　×　横　約150cm



◆スポーツ大会等での掲出用バナー

【大サイズ】縦　約180cm　×　横　約720cm　【小サイズ】縦　約90cm　×　横　約360cm



（２）Web サイトにおける表示方法

貴団体の Web サイトに、事業の案内や報告を掲載する場合は、スポーツ振興くじ助成を受けている旨の記述と以下のロゴマーク等の表示を行ってください。

また、貴団体の Web サイトにスポーツくじ理念広報サイト「GROWING」へのリンクを行ってください。可能な限り、目立つ位置にバナーを設置していただくようお願いします。

＊スポーツくじ理念広報サイト「GROWING」へのリンク

リンク先 URL：https://www.toto-growing.com

＊ロゴマークデザイン及びダウンロード先



QR コード

https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/109/Default.aspx

（３）取得財産等における表示方法

取得財産（助成対象財産）等には、原則として、スポーツくじのロゴマークを表示してください（着脱式は不可）。

◆スポーツ指導者及びスタッフのスポーツウェア等への表示例



左のスポーツウェアは、スポーツくじのロゴマーク表示の参考例です。ロゴの大きさや位置、表示する数に決まりはありません。



（４）パンフレットその他印刷物における表示方法

パンフレットその他の印刷物については、スポーツくじのロゴマーク等を見やすい位置（原則として表紙）に表示してください。

また、スポーツくじ理念広告の掲出にも御協力ください。

（５）スポーツくじ理念広告について

スポーツ大会等のプログラムやスポーツ情報誌等において、スポーツくじ理念広告の掲出に御協力ください。

掲出に当たっては、以下の注意事項等を御確認の上、広告データの使用申請手続きを行ってください。

※　広告データの使用は、申請のあった媒体に限定し、その他の用途に使用することはできません。

①　理念広告イメージ及びサイズ

＜縦＞A4・A5・A6・B5



＜横＞A5



【注意事項等】

- それぞれ、カラーとモノクロがあります。
- 上記以外のサイズはありません。また、サイズ変更はできません。
- 広告データの形式は、Ai データ形式です。
- グラフィックデザインソフト イラストレーター（Adobe Illustrator）で入稿可能な媒体に限ります。推奨バージョンは「CS5」以上です。
- 上記のイメージ画像データをそのままコピーして､使用することはできません。

※　イラストレーターでの入稿ができない場合は、右のロゴマークを活用し、理念広報に御協力ください。ロゴマークのデータは、下部に記載の Web サイトからダウンロードすることが可能です。（使用申請は不要です。）



②　広告データ提供の流れ

1）下記リンク先の申請フォームに必要事項を記入してください。

https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/109/Default.aspx

QRコード

2）申請内容に基づき、販売推進課広報係からメールにて広告データを送付します。（提供には約１週間かかります。）

（６）スポーツくじ理念広報 CM 等の放映

スポーツくじ理念広報 CM 等、ムービーのデータを提供しています。貴団体主催の大会や研修会等で放映いただき、理念広報に御協力くださるようお願いします。

① スポーツくじ理念広報 CM 等ムービーデータ

以下の URL から御希望の動画を選択してください。

ムービー： https://www.toto-growing.com/cm/

〔参考〕





② ムービーデータ提供の流れ

1）下記リンク先の申請フォームに必要事項を記入してください。
なお、理念広報 CM 等の使用は申請のあった大会等に限定し、その他の用途に使用することはできません。
https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/109/Default.aspx

QRコード

2）申請内容に基づき、販売推進課広報係からメールにてムービーデータを送付します。（提供には約 2 週間かかります。）

（７）Facebook・Instagram への参加

JSC では、スポーツくじ公式 Facebook・Instagram を開設しています。

貴団体のアカウントから「いいね！」や「シェア」をしていただき、貴団体のファンの方にも、スポーツくじの発信する情報について共有いただくようお願いします。

また、皆様の活動を紹介する場としても活用したいと思いますので、ぜひ皆様のスポーツ活動事例等について情報をお寄せください。

【Facebook】
https://www.facebook.com/sportsjapantotobig

QR コード



【Instagram】
アカウント：growing_by_sportskuji

QR コード



（８）表記に関する注意事項

①記述表現について

・「toto」を記述的に表現する場合は、大文字の「TOTO」やカタカナ「トト」は使用せず、小文字で「toto」と記述してください。
・「BIG」を記述的に表現する場合は、大文字で「BIG」と記述してください。
・「WINNER」を記述的に表現する場合は、小文字やカタカナは使用せず、半角大文字で「WINNER」と記述してください。

②音訳表現について

・「toto」を音訳的に表現する場合は、「トートー」や「トート」は使用せず、「トト」と呼称してください。
・「WINNER」を音訳的に表現する場合は、「ウイナー」は使用せず、「ウィナー」と呼称してください。

＜お問合せ先＞
スポーツ振興事業部支援企画課総括係
TEL：03-5410-9180
メールアドレス：kuji-josei@jpnsport.go.jp

〔理念広告、Facebook 等の具体的な取組み（５）～（８）について〕
スポーツ振興事業部販売推進課広報係
メールアドレス：toto-koho@jpnsport.go.jp